

和歌山市立博物館防災、防火設備及び機械設備保守管理業務委託仕様書

- 1 名 称 和歌山市立博物館
- 2 場 所 和歌山市湊本町3丁目2番地
- 3 種 別 登録博物館
- 4 設備保守管理業務委託項目
 - (1) 設備運転及び監視業務
 - (2) 消防設備等点検業務
 - (3) 電気設備保守管理・点検業務
 - (4) 環境測定設備点検業務
 - (5) 建築物環境衛生管理技術者選任

注意：建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年省令第2号）第5条を遵守すること。

和歌山市立博物館の主な各種設備等の概要は次のとおりである。

I 電気設備

1 概要

ア 受電設備	6. 6 KV
イ 受電方式	三相三線
ウ 最大電力	385 KW
エ 非常用自家発電設備	210V150KVA
オ 変圧器	動力用 200KVA×2台 電灯用 150KVA×2台
カ 負荷設備	電灯・コンセント一式
キ 動力設備	一式
ク コンデンサ	75 Kvar×1台 50 Kvar×1台

2 設備

(1) 電気室（開放式、パイプフレーム組立）

ア 高圧受電盤	1面
イ 一般動力盤	2面
ウ 繼電器盤	1面
エ 一般電灯盤	2面
オ 非常動力盤	1面
カ 遮断器（V C B）	4台
（ア） 直流盤	1面
（イ） 計器盤	1面

(2) 発電機室

非常用自家発電設備（ディーゼルエンジン、キュービクル型）

(3) 蓄電池室

蓄電池

290AH (54セル)

(4) 監視盤

ア 動力

イ 空調

ウ 火災排煙

エ 防災アンプ

オ ITV

カ 親時計

キ 弱電（電話関係は除く。）

ク 自動火災報知器

ケ その他

3 業務内容

和歌山市自家用電気工作物保安規程（昭和60年訓令第1号の2）に基づき、自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安業務を行い、常に電気諸設備を円滑に使用できるように保ち、停電その他の事故発生に際しては速やかに復旧に努め、甲の係員に連絡するとともに原因を正し、設備の安全確保に努める。また各設備の効率的運用をはかり、力率改善等電気の使用合理化を推進するとともに負荷の変動に注意し、各設備の機能を十分發揮させ、常に良好な状態に保持するものとする。

4 日常保守管理・点検業務

(1) 電気室

ア 各機器及び計器類の監視及び記録

イ 各機器の投入遮断

ウ 停電時の受発電の切替

エ 受電室その他諸施設の巡回点検

オ その他

(2) 発電機室

ア 停電時の運転、停止操作、記録

イ 定期試運転操作及び記録

ウ 燃料油及びバッテリーの監視記録

エ その他

(3) 蓄電池室

ア 直流盤の監視及び記録

イ 電解液レベル比重の点検及び記録

ウ 機器の清掃

エ 測温、記録

オ その他

(4) 監視及び記録業務

ア 受電日誌の記録

- イ 各監視盤の監視、運転、記録
- ウ 保守作業報告書（日報を含む。）
- エ 負荷変動に対応した運転、停止
- オ 停電、故障及び警報に対して適切にして敏速な処置
- カ 各機器の巡回点検記録
- キ 照明不点調整
- ク 低圧配電盤の点検
- ケ 予備品及び工具の管理
- コ 避雷針点検（目視のみ）
- サ その他

5 保安規程による検査

(1) 和歌山市自家用電気工作物保安規程による点検作業のほか、電気設備の定期停電清掃作業を1年に1回行う。

(注意) 定期点検時には、高圧関係絶縁抵抗測定は5キロボルト以上、低圧関係絶縁抵抗測定は500ボルト以下で実施すること。

(2) 自家発電機の負荷試験を1年に1回行う。

点検方法は、疑似負荷装置、実負荷等により、定格回転速度及び定格出力の30パーセント以上の負荷で必要な時間連続運転を行い確認する。判定方法は、運転中に漏油、異臭、不規則音、異常な振動、発熱等がなく、運転が正常であること。また、運転中の記録は全て製造者の指定値範囲であること。なお、必要な時間とは、判定方法に係る項目を確認する時間をいう。

6 その他

電気主任技術者を補佐し、保安規程に基づいた業務を遂行するものとする。

II 空調・給排水・衛生・消防設備

1 一般設備

(1) 空調設備

ア 吸収式ガス冷温水機	(1台)
暖房能力	469,000K c a l / H
冷房能力	169 u s R T
吸収液ポンプ	2.2KW
冷媒ポンプ	0.2KW
抽気液ポンプ	0.4KW
イ 空気熱源ヒートポンプ	(1基)
冷却能力	6.7 u s R T
過熱能力	20860 k c a l / H
ウ 冷却塔	(1基)
冷却能力	169 u s R T
	2000 φ × 5.5 KW

エ	1次冷温水ポンプ				
	ボリュート型	125 φ	$\times 1,710\ell$	5.5KW	(1台)
	ライン型	100 φ	$32\phi \times 70\ell/\text{min} - 0.75\text{KW}$		(1台)
オ	冷却水ポンプ				
	ボリュート型	125 φ	$\times 2,550\ell/\text{min} \times 15\text{m} - 11\text{KW}$	(1台)	
		100 φ			
カ	2次冷温水ポンプ				
	ボリュート型	65 φ	$\times 500\ell/\text{min} \times 23.6\text{m} - 3.7\text{KW}$	(3台)	
	ライン型	50 φ	$32\phi \times 70\ell/\text{min} \times 21\text{m} - 0.75\text{KW}$	(1台)	
キ	冷温水サプライヘッダー	200 φ	$\times 2,100\ell$		(1台)
ク	冷温水リタンヘッダー	200 φ	$\times 2,500\ell$		(1台)
ケ	膨張タンク				
	密閉ダイヤフラム式有効量	40ℓ			(2台)
コ	空調機				(12台)
サ	空冷ヒートポンプ式セパレートルームクーラー				(5台)
シ	ファンコイルユニット				(6台)
ス	VANユニット				(27台)
セ	ファン				(22台)
ゾ	換気扇				(10台)

(2) 環境衛生設備

ア	受水槽	15 m ³	(1台)	点検：隨時、清掃：年1回
イ	高置水槽	4 m ³	(1台)	点検：隨時、清掃：年1回
ウ	揚水ポンプ	$40\phi \times 150\ell/\text{min} \times 30\text{m} - 2.2\text{KW}$		
エ	補給水ポンプユニット	2.2KW		(1台)
オ	補給水ポンプユニット	0.4KW		(1台)

2 消防設備

(1)	屋内消火栓ポンプ		(1台)
	ユニット型 (呼水槽付)	$80\phi \times 450\ell/\text{min} \times 60\text{m} - 11\text{KW}$	
(2)	屋内消火栓箱		(10台)
(3)	泡消火ポンプ		(1台)
	ユニット型 (呼水槽付)	$80\phi \times 560\ell/\text{min} \times 65\text{m} - 11\text{KW}$	
ア	泡原液タンク	800ℓ	(1台)
イ	泡ヘッド		(218個)
ウ	感知ヘッド		(139個)

エ フラーム弁	(1 基)
(4) ハロゲン化物消火ユニット	
ポンベ	50 kg／68ℓ (3 本)
噴射ヘッド	(8 個)
ア ハロン放出	
(5) 自動火災報知その他の設備	
ア 複合防火盤	(1 面)
自火報	50L
副受信機	40L
防排煙	60L
イ 差動式スポット	(110 個)
ウ 定温式スポット特 殊..... (6 個)
エ 定温式耐アルカリ 1 種..... (2 個)
オ 定温式防爆型 1 種..... (2 個)
カ 煙感知器 2 種光電式	(181 個)
キ 非常通報機	110 番、119 番 (各 1 台)
ク 総合盤	(10 個)
ケ 電鈴	(11 個)
(6) 防火戸、防火シャッター、垂壁（煙感知器連動）	
ア 防火戸	(10 面)
イ 防火シャッター	(1 基)
ウ 垂壁	(4)
エ 煙感知機連動防火ダンパー	(31 ケ所)
オ 定温式特殊	(6 個)
7 排煙設備	
ア オペレーター付排煙窓	(23 個)
8 ガス漏れ感知器都市ガス用..... (9 個)
9 泡消火栓	
10 非常放送	
11 非常錠	
12 誘導灯	
13 消火器	
3 業務内容	
建築基準法、労働安全衛生法、消防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律その他関係する全ての法律及びそれらの政令、規則を厳守し、負荷の変動に応じた合理的運転を行い、常に各機器の機能が充分發揮できるよう努め、異常時には、速やかに復旧に努めるとともに甲の係員に通報するものとする。	
(1) 吸収式ガス冷温水機設備	
ア 冷凍機の運転及び付属設備の機能保持	

- イ 各系統別の自動制御装置の管理
- ウ クーリングタワー装置の点検、清掃
- エ 水質理の点検、記録

(2) 空調機及び換気設備

- ア ファン、軸受、Vベルト、コイル、フィルターバルブ点検、調整、記録
- イ 潤滑油の定期的供給
- ウ フィルターの清掃、取替チャンバーの吹出口の清掃
- エ ダクト及び配管の漏水、破損、腐食の点検整備

(3) 消防設備

- ア 本施設は、防火対象物であり、常に充分な機能が発揮できるよう努めるとともに点検記録及び整備を行うものとする。

- イ 6ヶ月毎の法定点検報告 2回／年
- ウ 防火設備点検報告 1回／年

別紙「和歌山市立博物館防火設備点検業務仕様書」により実施するものとする。

(4) 給排水、衛生設備

- ア 各種ポンプ並びにバルブ類の水漏れ等は、パッキンの増締又は取替及び機器の調整を行う。
- イ ポンプ及びバルブ類の点検、記録
- ウ 各種水槽の水位の点検 月1回以上
- エ ガス機器の定期的点検
- オ 衛生器具及び流しの通管
- カ 排水トラップ、ルーフドレーンの清掃 6ヶ月に1回以上
- キ 軽微な漏水の修理
- ク 常に節水に努める

(5) その他の業務

- ア 午後5時30分から翌日午前8時30分まで（24時間勤務でない日は、勤務終了時から勤務開始時までの期間を除く。）の職員出入り口の開閉
- イ 甲の指定する時間による国旗及び市旗の掲揚（降雨、降雪、強風等の場合は除く。）及び降納
- ウ 地下駐車場のシャッターの開閉並びに照明設備の点灯及び消灯（おおむね午前8時30分開、午後6時00分閉、ただし、催事の都合上、変動する場合がある。）
- エ 館管理上必要として甲の係員が指示した事項

その他の業務等については、次のとおりとする。

1 環境測定設備点検業務

- (1) 空気環境等の測定 6回／年 5ポイント
- (2) 残留塩素の測定 1回／週
- (3) 受水槽、高架水槽の清掃 1回／年
- (4) 27項目の水質検査 1回／年（ビル管理法）

1回／年（水道法）

(5) ばい煙量等の測定 (ばいじん：2回／年、窒素酸化物：2回／年)

(6) 建築物環境衛生管理技術者の選定

(7) 必要に応じての温度気流の測定

(8) 各種測定機器 乙負担

2 従事員の資格、勤務時間

(1) 資格 電気工事士又は消防設備士（いずれも3年以上の実務経験を有するもの）

(2) 勤務時間

ア 月曜日、日曜日、12月29日から翌年1月3日まで並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日及びその翌日のいずれかに該当する日 24時間勤務とする。

イ ア以外の日 午前7時から午後8時までの13時間勤務とする。

勤務時間の別は、この仕様書に添える別紙設備保守管理業務勤務表に示す。

3 その他事項

(1) 経費負担

ア 工具（応急処置のための工具）消耗品、油脂等の材料は特記以外甲の負担とする。

イ 乙の従事員が使用する被服、手袋、作業靴等は乙の負担とする。

ウ 冷凍機運転日誌、機械設備運転日誌、環境衛生に関する測定記録等は、乙の負担とする。

(2) 報告

ア 乙は、これらの業務実施上機械設備の事故並びに衛生器具類の破損、盗難、そのほか災害が発生した場合は、臨機応変の処置をとり、甲の係員に報告するものとする。

イ 乙は、従事員に移動があった場合は、速やかに住所、氏名、年齢等を甲の係員に報告するものとする。

ウ 本契約書及び仕様書において、点検・記録し、報告しなければならない事項については、その都度又は1年間の業務終了後に速やかに甲に提出すること。

別紙 「和歌山市立博物館防火設備点検業務仕様書」

1 目的

本仕様書は、業務の実施に関し必要な事項等を定めたものである。

2 点検項目

平成28年5月2日国土交通省告示第723号（以下「告示第723号」という。）に記載の全ての項目とする。

3 点検方法等

(1) 点検の実施にあたっては、甲から提示する資料や、施設管理者へのヒアリングその他により事前に施設の状況を把握の上、現状の建築物の平面図、配置図等から点検用の図面（防火設備プロット図（以下「プロット図」という。）を作成し、現地において点検漏れが生じないような定期点検の方法、内容について十分に確認し、効率的に点検すること。

①甲から提示するもの

- ・前回の点検記録一式（初回点検時は除く。）
- ・他の専門家による点検・調査の記録等

②甲へのヒアリングその他により確認するもの

- ・増改築、用途変更、増設及び改修等履歴
- ・不具合の発生状況等

(2) 点検は、告示第723号に則り、告示第723号の別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。

(3) 点検において、是正が必要な箇所並びに特記すべき事項があると判断するものについては、プロット図に記入の上、写真を撮影し、定められた様式にて整理し提出すること。

(4) 定期点検は、特に以下の点に留意して実施すること。

①前回の点検において指摘された各事項について、その後の処置状況や劣化の進行状態（初回点検時は除く。）

②増改築、用途変更等、工作物の増設、設備機器の改修等の履歴と、これらがあった場合の建築物全体としての安全性

③劣化・損傷等により安全にかかわる事項や、防火・避難及び構造安全に関する事項

(5) 告示第723号の別表第一から別表第四までの「（は）検査方法」欄において、他の点検の記録により確認することで足りるとされている項目については、他の点検の実施状況を確認し、その結果を点検結果表に記載する。

(6) その他、点検にあたっての留意事項は以下のとおりとする。

①甲から提示する資料の中に点検場所の表記がある場合は代表的な室等を例示しているので、類似用途の室等においても防火設備の各部位がある場合は適宜点検を行うこと。

②定期点検対象施設において、該当する部位等がない項目については適用しない。

③告示第723号の別表第一から別表第四までの（い）欄に掲げる項目以外で不具合等が発見された場合は、その状況及び点検の必要性を記録し、簡易に点検できるものは同時に点検・調査等を行うこと。

4 点検結果表の作成方法

- (1) 点検結果については、告示第723号の別表第一から別表第四までの（に）欄に掲げる判定基準により判定を行い、検査結果表別記第一号様式から別記第四号様式の検査結果欄に記入すること。なお、検査結果表文末の注意事項に留意すること。
- (2) 検査結果表別記第一号から別記第四号の検査結果欄における要是正項目のうち、緊急もしくは概ね1年以内に補修・改善等が必要と判断する箇所については、特記事項の改善（予定）年月欄に「緊急対応が必要」もしくは「概ね1年以内に対応が必要」と付記すること。緊急性の判断の目安は以下の表1を参照すること。

このうち、特に人身事故のおそれなど安全面で緊急対応が必要な箇所については、点検終了後、速やかに、安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書（別記第五号様式）を用いて甲へ説明すること。

表1 (緊急性の判断の目安)

防火設備 (常時閉鎖をした状態 にあるもの等を除く)	項目	事象	付記する内容
・防火扉 ・防火シャッター	閉鎖状況	閉鎖不良等がある	概ね1年以内に対応が必要
・耐火クロススクリーン ・ドレンチャーその他の 水幕を形成する防火設 備	劣化及び損傷の状 況	破損、欠損等がある	概ね1年以内に対応が必要
	設置状況	取り付け不良や脱落、落 下等の恐れがある	緊急対応が必要

5 点検報告書の作成方法

定期検査報告書に点検結果を記載し、防火設備定期検査報告書を記入し表紙にする。

6 図面の作成方法

- (1) プロット図（配置図を含む。）（別添1様式）

甲が提供する図面並びに前回の点検時のプロット図（初回点検時は除く。）を基に、施設の現地調査を行い、防火設備等に変更箇所がある場合は部分修正・加筆程度の修正を行う。

また、図面には設備ごとの設備配置図、設備数量を記載すること。

- (2) 点検結果図（別添1様式）

要是正または特記すべき事項がある場合は、点検結果表・点検写真と同じ通し番号をつけプロット図に記載（赤書き）する。必要に応じて、点検結果図内に通し番号の一覧表を作成すること。

7 点検写真の作成方法

- (1) 要是正又は特記すべき箇所を撮影し、定められた様式（別添2様式）に整理する。

- (2) 撮影は点検の対象部位等に加え、点検結果の概要が掴める最小枚数とする。

(3) 対象部分等は、赤で囲むこと。

(4) 点検結果図の通し番号に対応した番号をつける。

8 安全で緊急対応が必要な箇所の報告書（別記第五号様式）の作成方法

「4 点検結果表の作成方法（2）」で、安全で緊急対応が必要な箇所の報告書（別記第五号様式）を用いて報告する箇所は、以下の（1）及び（2）に該当するものとする。なお、下記以外にも安全で緊急対応が必要と判断した場合は、当該報告書の「4. その他、安全で緊急対応が必要な箇所」欄に記載すること。

（1）人身事故のおそれがある箇所

①防火扉、防火シャッター及び耐火クロススクリーンの危害防止装置等が正常に作動しない箇所

②防火扉、防火シャッター及び耐火クロススクリーン、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の取り付け不良や脱落、落下等のおそれがある箇所

③防火設備に関する感知器や操作機器等は、点検が可能な範囲で取り付け状況等を確認すること

（2）火災発生時等に法の求める被害の拡大防止が図れない箇所

①防火扉、防火シャッター及び耐火クロススクリーンの閉鎖不良や破損及び欠損等のある箇所

②ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の動作不良のある箇所（実際に水幕を噴霧できない場合は作動不良のおそれがある箇所）

9 本業務の成果品は次のとおりとする。電子データの保存媒体及び保存形式は監督職員の指示による。

成果物等	サイズ	提出部数	適用
防火設備定期検査結果報告書	A 4	2部	
定期検査報告書	A 4	2部	
定期検査報告概要書	A 4	2部	
別記第一号～第四号様式	A 4	2部	
別記第五号様式	A 4	2部	適宜（写真添付（別添2様式））
点検結果図（別添1様式）	A 4	2部	適宜（写真添付（別添2様式））

以上

疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より 5 日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の 17 時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

別紙 設備保守管理業務勤務表（令和8年4月～令和9年3月）

※「●」=24時間勤務の日、「○」=13時間勤務の日として示す。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1日	○	○	●	○	○	○	○	●	○	●	●	●
2日	○	○	○	○	●	○	○	●	○	●	○	○
3日	○	●	○	○	●	○	○	●	○	●	○	○
4日	○	●	○	○	○	○	●	●	○	●	○	○
5日	●	●	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○
6日	●	●	○	●	○	●	○	○	●	○	○	○
7日	○	●	●	○	○	●	○	○	●	○	●	●
8日	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	●
9日	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○
10日	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○
11日	○	●	○	○	●	○	●	○	○	●	●	○
12日	●	○	○	●	●	○	●	○	○	●	●	○
13日	●	○	○	●	○	●	●	○	●	○	○	○
14日	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	●	●
15日	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	●
16日	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○
17日	○	●	○	○	●	○	○	○	○	●	○	○
18日	○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○
19日	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○
20日	●	○	○	●	○	●	○	○	●	○	○	○
21日	○	○	●	●	○	●	○	○	●	○	●	●
22日	○	○	●	○	○	●	○	●	○	○	●	●
23日	○	○	○	○	●	●	○	●	○	○	●	●
24日	○	●	○	○	●	●	○	●	○	●	●	○
25日	○	●	○	○	○	○	●	○	○	●	○	○
26日	●	○	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○
27日	●	○	○	●	○	●	○	○	●	○	○	○
28日	○	○	●	○	○	●	○	○	●	○	●	●
29日	●	○	●	○	○	○	○	●	●	○	/	●
30日	●	○	○	○	●	○	○	●	●	○	/	○
31日	/	●	/	○	●	/	○	/	●	●	/	○
●	10	12	9	9	12	11	9	13	11	12	12	10
○	20	19	21	22	19	19	22	17	20	19	16	21

● 24h勤務 合計 130 日

○ 13h勤務 合計 235 日

防火設備定期検査結果報告書

令和 年 月 日

管 理 者 (所有者) 氏 名 様

検査者 所属名称

代表者氏名

印

検査者氏名

印

下記建築物の防火設備について検査した結果は別紙のとおりです。

記

1. 建築物 名 称

所 在 地

検査年月日 令和 年 月 日 ~ 月 日

2. 検査者

(代表となる検査者) (番号)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第
防火設備検査員 第

号
号

【ロ. 氏名】

【ハ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

(その他の検査者) (番号)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第
防火設備検査員 第

号
号

【ロ. 氏名】

【ハ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第

号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

第三十六号のハ様式 (第六条関係)

定期検査報告書
(防火設備)

(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実に相違ありません。

特定行政庁 様 令和 年 月 日

報告者氏名

印

検査者氏名

印

【1. 所有者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】

- 【イ. 所在地】
【ロ. 名称のフリガナ】
【ハ. 名称】
【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘有り (既存不適格) 指摘なし

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
令和 年 月 日		
第 号 係員印		

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】	地上	階	地下	階
【ロ. 建築面積】				m ²
【ハ. 延べ面積】				m ²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】		年	月	日	第	号
【ロ. 確認済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事	<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】		年	月	日	第	号
【ニ. 検査済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事	<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】	令和	年	月	日	実施	
【ロ. 前回の検査】	<input type="checkbox"/> 実施 (令和	年	月	日	報告)	<input type="checkbox"/> 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無				

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】	(建築士	(登録第	号
	防火設備検査員			第	号

【ロ. 氏名のカタカナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

(建築士事務所	(知事登録第	号
---	--------	---	-------	---

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】	(建築士	(登録第	号
	防火設備検査員			第	号

【ロ. 氏名のカタカナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

(建築士事務所	(知事登録第	号
---	--------	---	-------	---

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法 (階)	<input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法	
<input type="checkbox"/> その他 ()

【ロ. 防火設備】

<input type="checkbox"/> 防火扉 (枚)	<input type="checkbox"/> 防火シャッター (枚)
<input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン (枚)	<input type="checkbox"/> ドレンチャー等 (台)
<input type="checkbox"/> その他 (台)		

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和 年 月に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定) 予定なし

【8. 備考】

(第三面)

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

定期検査報告概要書

(防火設備)

(第一面)

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】

【ロ. 名称のフリガナ】

【ハ. 名称】

【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘有り (既存不適格) 指摘なし

【5. 不具合の発生の状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 不具合の概要】

【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (令和 年 月に改善予定)

予定なし (理由 :)

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】	地上	階	地下	階
【ロ. 建築面積】				m ²
【ハ. 延べ面積】				m ²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】		年	月	日	第	号
【ロ. 確認済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事	<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()				
【ハ. 検査済証交付年月日】		年	月	日	第	号
【ニ. 検査済証交付者】	<input type="checkbox"/> 建築主事	<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関 ()				

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】	令和	年	月	日	実施
【ロ. 前回の検査】	<input type="checkbox"/> 実施 (令和 年 月 日 報告)				<input type="checkbox"/> 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】	() 建築士 () 登録第	号
	防火設備検査員	第
【ロ. 氏名のフリガナ】		
【ハ. 氏名】		
【ニ. 勤務先】		
() 建築士事務所 () 知事登録第	号	
【ホ. 郵便番号】		
【ヘ. 所在地】		
【ト. 電話番号】		

(その他の検査者)

【イ. 資格】	() 建築士 () 登録第	号
	防火設備検査員	第
【ロ. 氏名のフリガナ】		
【ハ. 氏名】		
【ニ. 勤務先】		
() 建築士事務所 () 知事登録第	号	
【ホ. 郵便番号】		
【ヘ. 所在地】		
【ト. 電話番号】		

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法 (階)	<input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法
<input type="checkbox"/> その他 ()	

【ロ. 防火設備】

<input type="checkbox"/> 防火扉 (枚)	<input type="checkbox"/> 防火シャッター (枚)
<input type="checkbox"/> 耐火クロススクリーン (枚)	<input type="checkbox"/> ドレンチャー等 (台)
<input type="checkbox"/> その他 (台)	

【6. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は同様式
第二面において指摘があった防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

別記第一号様式

検査結果表
(防火扉)

当該検査に 関与し た検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当 検査 者番 号
			指摘 なし	要是正 既存 不適格	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況		
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況		
(4)		危害防止装置	作動の状況		
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(6)			感知の状況		
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(9)			結線接続の状況		
(10)			接地の状況		
(11)			予備電源への切り替えの状況		
(12)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(13)			容量の状況		
(14)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(15)			再ロック防止機構の作動状況		
(16)	総合的な作動の状況	防火扉の閉鎖の状況			
(17)		防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的な内容等	改善の具体的な内容等	改善 (予定) 年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる検査項目について同表(ろ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくとも構いません。

⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合でも特記すべき事項がある場合に、該当する検査项目的番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的な内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的な内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的な内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。

⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬ 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第二号様式

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に 関与した 検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当 検査 者番 号
			指摘 なし	要是正	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況※		
(3)			スプロケットの設置の状況※		
(4)			軸受け部のブラケット、ペアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※		
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況		
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況		
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(8)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(10)		危険防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況		
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(14)			作動の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(16)			感知の状況		
(17)		温度ヒューズ装置	設置の状況		
(18)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(19)			結線接続の状況		
(20)			接地の状況		
(21)			予備電源への切り替えの状況		
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(23)			容量の状況		
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(25)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況			
(27)		防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的な内容等	改善の具体的な内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - ④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - ⑤ 「検査結果」欄は、別表（い）欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 - ⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表（い）欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - ⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくとも構いません。
 - ⑩ ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
 - ⑪ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - ⑫ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的な内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的な内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的な内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。
 - ⑬ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - ⑭ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第三号様式

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

当該検査に 関与し た検査者	氏名		検査者番号	
	代表となる検査者			
	その他の検査者			

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当 検査 者番 号
			指摘 なし	要是正 既存 不適格	
(1)	耐 火 ク ロ ス ス ク リ ン	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況		
(2)		駆動装置	ローラチェーンの劣化及び損傷の状況		
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況		
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況		
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		
(7)		危害防止装置	危害防止用運動中継器の配線の状況		
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況		
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況		
(11)			作動の状況		
(12)	運動 機 構	煙感知器、熱煙複合式 感知器及び熱感知器	設置位置		
(13)			感知の状況		
(14)		運動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況		
(15)			結線接続の状況		
(16)			接地の状況		
(17)			予備電源への切り替えの状況		
(18)		運動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(19)			容量の状況		
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(22)	総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況			
(23)		防火区画の形成の状況			

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的な内容等	改善の具体的な内容等	改善 (予定) 年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、**別表（い）**欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、**別表（い）**欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。

⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的な内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的な内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的な内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定期限が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（　）書きで記入してください。

⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬ 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第四号様式

検査結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

当該検査に 関与した 検査者	氏名		検査者番号
	代表となる検査者		
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当 検査 者番 号
			指摘 なし	要是正	
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	作動の障害となる物品の放置の状況		
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況		
(3)		開閉弁	開閉弁の状況		
(4)		排水設備	排水の状況		
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況		
(6)			給水装置の状況		
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況		
(8)			結線接続の状況		
(9)			接地の状況		
(10)			ポンプ及び電動機の状況		
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況		
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況		
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況		
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧力スイッチ等の付属装置の状況		
(15)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置		
(16)			感知の状況		
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況		
(18)			結線接続の状況		
(19)			接地の状況		
(20)			予備電源への切り替えの状況		
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況		
(22)			容量の状況		
(23)		自動閉鎖装置	設置の状況		
(24)		手動閉鎖装置	設置の状況		
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況			
(26)			防火区画の形成の状況		

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的な内容等	改善の具体的な内容等	改善(予定)年月

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑤ 「検査結果」欄は、**別表（い）**欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。

⑥ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、**別表（い）**欄に掲げる検査項目について同表（ろ）欄に掲げる検査事項のいずれかが同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。

⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。

⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。

⑨ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくとも構いません。

⑩ 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。

⑪ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的な内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的な内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的な内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。

⑫ 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。

⑬ 要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

別記第五号様式

令和 年 月 日

施設所管課長 宛

代表となる点検者

安全面で緊急対応が必要な箇所の報告書

(施設名)

について、下記のとおり安全面で緊急対応が必要と判断しましたので報告します。

1. 人身事故のおそれがある箇所 (部材の落下、部材の脱落による転落等)

通し番号	<input type="checkbox"/> あり (ありの場合は、その箇所と状況を記載) <input type="checkbox"/> なし
------	---

2. 火災発生時等に法の求める被害の拡大防止が図れない箇所 (防火設備の不作動等)

通し番号	<input type="checkbox"/> あり (ありの場合は、その箇所と状況を記載) <input type="checkbox"/> なし
------	---

3. 火災発生時等に法の求める避難確保が図れない箇所 (避難設備の不作動等)

通し番号	<input type="checkbox"/> あり (ありの場合は、その箇所と状況を記載) <input type="checkbox"/> なし
------	---

4. その他、安全面で緊急対応が必要な箇所

通し番号	<input type="checkbox"/> あり (ありの場合は、その箇所と状況を記載) <input type="checkbox"/> なし
------	---

(注意)

- ① 既存不適格の箇所については記載の必要はありません。
- ② 通し番号は別記第一号から第四号特記事項欄の通し番号に対応したものを記入してください。

別添1様式

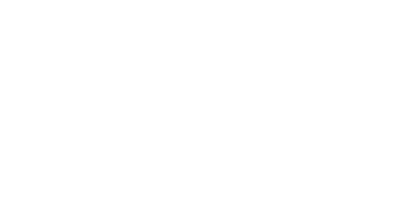
検査結果図

—
—
防設結果図)

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘（特記すべき事項を含む）のあった箇所を明記すること。

別添2様式 関係写真

写真番号			
部位	番号	検査項目	検査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
特記事項			
<p>写真貼付</p> 			
<p>備考欄</p> <p>（複数行用）</p>			

写真番号			
部位	番号	検査項目	検査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
特記事項			
<p>写真貼付</p> 			

(注意)

- ①この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。
また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。
「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。

②記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。

④「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「」マークを入れてください。

⑤写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市立博物館の防災、防火設備及び機械設備保守管理業務について、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は次の業務（以下「委託業務」という。）の履行を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 設備運転及び監視業務
- (2) 消防設備等点検業務
- (3) 電気設備保守管理・点検業務
- (4) 環境測定設備点検業務
- (5) 建築物環境衛生管理技術者選任

2 乙は、前項第5号で選任した者を速やかに甲に報告するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税円を含む。）とする。

2 委託金は、毎月円（消費税及び地方消費税円を含む。）を支払うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

(損害の負担)

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

- 2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従事員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務を履行しないときは、その不履行分に相応する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

- 2 乙は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正後その旨を甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、毎月、当該月に履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

- 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害を生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する違約金を請求することを妨げないものとする。
 - 4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

第14条 甲は、契約期間中、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、乙に対して

3か月前までに通知をして契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除された場合に準用する。

(賠償金等の徴収)

第16条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(守秘義務等)

第17条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第18条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事業所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第19条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報とみなして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めたときは、前条第2項の規定を準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「暴対法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第21条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「契約者等」という。)に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものといい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。)行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があつたとされ

た期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいづれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（補則）

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出しあてはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めること及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。